

基本仕様書

1. 業務名

令和 7 年度 くまもと花博 2025 における木育広場等設置運営業務委託

2. 業務目的

本市では、令和 3 年 3 月に「熊本市健全な森づくり推進計画」を策定し、森林に対する市民理解を醸成する方策の1つとして、木育を推進している。

そこで、令和 7 年 11 月 15 日から 11 月 24 日まで開催される「くまもと花博2025」のまち山エリア(託麻三山)会場内に木育広場等を設置するほか、ライティングナイト・ウォークなど自然の魅力を最大限活かし、森林や竹林、木材を身近に感じてもらえる体感型イベント等を実施することで、来場者が森林の健全な運営や木材の活用について学び、森林経営等の大切さを知ってもらうことを目的とする。

3. 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和 8 年(2026 年)1月 30 日までとする。

なお、想定される各イベントの開催期間は以下のとおり。

(1) ライティングナイト・ウォーク、竹山アスレチック

11 月 15 日(土)～11 月 24 日(月)

(2) 木育広場、ツリークライミング、自然観察会、収穫試食体験など

11 月 22 日(土)～11 月 24 日(月)

(3) 里山体験イベント

11 月 15 日(土)、11 月 16 日(日)

4. 履行場所

熊本市東区 託麻三山一帯ほか(熊本県総合運動公園など)

5. 業務内容

(1)計画・準備について

- ・本事業にあたっての実施内容及び作業工程を示すこと。
- ・会場の設営やイベントの実施において、自然環境等に配慮すること。
- ・詳細なイベント内容及び設営内容が決まり次第、関係機関への届出等の必要な書類について作成すること。
- ・本業務の内容は以下を想定しているが、契約候補者からの提案内容に基づき、市と契約者の協議により確定するものとする

(2)イベントの企画について

次の項目の内容について、企画提案すること。

①ライティングナイト・ウォーク、竹山アスレチック

「CHIKAKEN」と連携し、小山山の竹林において、小山山で間伐された木や竹を使用したアート演出を開催すること。

※11 月 15 日(土)～11 月 24 日(月)までの 10 日間。

②木育広場

熊本県産木材や竹等を使用した遊具施設を設置し、こどもたちを中心とした遊べる空間を提供すること。

③ツリークライミング、自然観察会、収穫試食体験

関係団体と調整を行い、開催運営の補助業務(受付業務、テント設営等)を行うこと。

また、関係団体との事前打ち合わせ等を実施すること。

④里山体験イベント

竹林整備を行っている団体と調整を行い、開催運営の補助業務(受付業務、テント設営)を行うこと。

尚、体験イベント内では竹飯盒体験を組み込むものとし、必要資材及び電源設備、消防への申請等については、受託者側で準備すること。また、開催にあたり必要な関係団体との調整を行うこと。

⑤独自提案

①～④以外でも、本イベントの趣旨に沿った集客力のある企画及び広報計画を提案すること。

(3)運営について

- ・責任者・担当者はイベント当日、会場で運営管理を行うこと。
- ・会場運営に必要な運営スタッフ、清掃スタッフ、交通輸送スタッフ、交通警備スタッフ等を手配すること。
- ・従事するスタッフへ業務内容及び接遇の研修を事前に行い、イベント参加者からの苦情等が無いように努めること。
- ・運営マニュアルを作成し、従事するすべてのスタッフと共有すること。
- ・会場の使用上の注意に留意し、企画されたイベントの運営を安全に配慮して円滑に行うこと。
- ・参加者等の搬入搬出時における交通整理を行うこと。
- ・来場者数を計測し、翌日 12:00 までに報告すること。
- ・傷害及び損害保険等に加入し、事故発生時は早急に対応すること。
- ・その他事業に必要な事項に関する運営を行うこと。
- ・運営に関する詳細については、必ず委託者と協議のうえ決定すること。

(4)会場設営及び看板等の製作・運搬・設置・撤去について

- ・会場管理者との打ち合わせを含む会場の準備、設営及び撤去を行うこと。
- ・設営時にレイアウト変更を行う可能性があるものとする。
- ・イベント実施に必要な看板、タイムスケジュール、サイン等をデザイン、作成、運搬、設置すること。
- ・運営に必要な備品の手配を行うこと。
- ・イベント終了後、すみやかに会場の原状回復を行うこと。

6. 業務の進め方

- ・受託者は委託者と綿密な打合せを委託者の指定する場所で行い(週1回程度)、必要な情報提供、協議を行い、業務を適正に執行すること。
- ・作業予定・報告書を作成し、週 1 回ごとに業務完了部分を明白にすること。

7. 成果物の提出

- ・事業の記録(記録写真等)を行い、事業終了後に記録写真、報告書等と共に業務(成果、課題)報告を行うこと。(印刷物と電子データにて提出)なお、電子データによる提出物は委託者が編集・使用できるようにすること。

8. その他

- ・本事業委託契約にかかわる成果物及び作成段階におけるデータ等に関する所有権及び著作権は、すべて委託者に帰属するものとする。
- ・この仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者で協議のうえ、委託者の指示に従うものとする。